○永平寺町犯罪被害者等見舞金支給規則

令和7年3月25日 規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、永平寺町犯罪被害者等支援条例(令和7年永平寺町条例第2号)第7 条の規定に基づき、犯罪被害者等に対して行う見舞金の支給に関し、必要な事項を定め るものとする。

(定義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において 行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治40年法律第45号)第37 条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものと し、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為 を除く。)をいう。なお、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法 律(平成25年法律第86号)第2条及び第3条に規定する危険運転致死傷罪を含むものと する。
 - (2) 犯罪被害 犯罪行為による生命又は身体に対する被害をいう。
 - (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けたものをいう。
 - (4) 犯罪被害者等 犯罪被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
 - (5) 重傷病 犯罪行為による負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は 疾病の療養期間が1か月以上で、かつ、入院3日以上を要する(精神疾患である場合は、 療養期間が1か月以上で、かつ、3日以上の労務に服することができない程度である ことを要する。)と医師が診断したものをいう。
 - (6) 性犯罪 刑法第177条に規定する不同意性交等、同法第179条第2項に規定する監護者性交等(同法第180条に規定する未遂及び同法第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含む。)をいう。
 - (7) 町民 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき永平寺町の住民基本台帳に 記録されている者及びやむを得ず永平寺町の住民基本台帳に記録されずに永平寺町内 に居住している者をいう。

(遺族又は家族の範囲及び順位)

- 第3条 この規則において、支援の対象となる遺族又は家族は、犯罪行為が行われた時に おいて、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者(永平寺町パートナーシップ宣誓制度実施要綱(令和5年永平寺町告示第149号)の規定による宣誓を行った者)及びこれに準じるものとして町長が認めるものをいう。以下同じ。)を含む。
 - (2) 犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹 (見舞金の支給)
- 第4条 町長は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する犯罪被害者又はその遺族に対して、見舞金を支給するものとする。
 - (1) 犯罪被害を警察への被害届等により客観的に確認できること。
 - (2) 犯罪行為が行われた時において町民であったこと。
 - (3) 犯罪被害者の遺族にあっては、第3項の規定による第1順位の遺族(以下「第1順位遺族」という。)であること。
- 2 見舞金の種類、支給対象者及び額は、別表に掲げるとおりとする。
- 3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、前条各号の順序とし、同条第2号に掲 げる者のうちにあっては、同号に掲げる順とし、父母については、養父母を先にし、実 父母を後にする。
- 4 第1順位遺族となる者が複数あるときは、当該遺族が協議を行い、当該遺族のいずれ か1人を代表者として定めなければならない。
- 5 重傷病見舞金又は性犯罪被害見舞金の支給を受けた者が、当該見舞金の支給に係る犯罪被害に起因して死亡した場合は、当該死亡した者の第1順位遺族に対し、遺族見舞金を支給する。ただし、当該支給を受けた重傷病見舞金又は性犯罪被害見舞金の額を控除するものとする。
- 6 性犯罪により重傷病を負った犯罪被害者に対して支給する見舞金については、重傷病 見舞金とする。

(見舞金の申請)

第5条 見舞金の支給を受けようとする者は、永平寺町犯罪被害者等見舞金支給申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)により、第7条に規定する期限までに、町長に申請

しなければならない。

- 2 前項の申請書には、別表に掲げる見舞金の区分に応じ、それぞれ掲げる書類を添えて、 町長に提出しなければならない。 ただし、これらの事実により証明すべき事実を町が保 有する公簿等で確認することができるときは、その書類の添付を省略させることができ る。
- 3 前2項の規定にかかわらず、支給対象者が未成年又は負傷若しくは疾病等により申請 書の提出が困難と町長が認める場合は、その家族が、支給対象者の代理として申請し、 支給を受けることができる。

(支援の制限)

- 第6条 町長は、次の各号に掲げる場合には、第4条に規定する見舞金の支給を行わないことができる。
 - (1) 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は見舞金の支給対象者と加害者との間に、次のいずれかに該当する親族関係があったとき。ただし、犯罪被害者が18歳未満の者で見舞金を受給する立場にある場合又は犯罪被害者が18歳未満であった第1順位遺族(2人以上いる場合はいずれかの者)を監護していた場合は、この限りでない。ア 夫婦(事実上の婚姻関係及びパートナーシップの関係を含む。)
 - イ 直径血族(親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。)
 - ウ 3親等内の親族
 - (2) 犯罪被害者又は見舞金の支給対象者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪 行為につき、犯罪被害者又は見舞金の支給対象者にも、その責めに帰すべき行為があ ったとき。
 - (3) 犯罪被害者又は見舞金の支給対象者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号及び第6号に規定する暴力団、暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等密接な関係を有する者であったとき。
 - (4) その他犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給 することにより加害者が財産上の利益を受けるおそれがある場合など、見舞金を支給 することが社会通念上適切でないと認められるとき。

(申請の期限)

第7条 第5条の規定による申請は、犯罪行為が行われた日から起算して2年を経過した ときは、することができない。ただし、やむを得ない理由により当該期間を経過する前 に当該申請することができなかったと町長が認めるときは、この限りでない。

(支給の決定)

- 第8条 第5条の規定による申請があったときは、町長は、関係機関等に照会して必要な 事項の報告を受けたのち、見舞金を支給し、又は支給しない旨の決定をしなければなら ない。
- 2 町長は、前項の決定を行ったときは、速やかに永平寺町犯罪被害者等見舞金支給決定 通知書(様式第2号)又は永平寺町犯罪被害者等見舞金申請却下通知書(様式第3号)によ り、その内容を支給対象者に通知するものとする。

(支給のための措置)

第9条 町長は、前条第1項の決定を行うために必要があると認めるときは、支給対象者 その他の関係人に対して、報告をさせ、若しくは文書その他の物件を提出させ、又は永 平寺町犯罪被害者等見舞金支給に係る照会書(様式第4号)により警察等の関係機関に照 会して必要な事項の報告を求めることができる。

(支給の請求)

第10条 第8条第2項に規定する支給の決定を受けた者は、永平寺町犯罪被害者等見舞金 支給請求書(様式第5号)により、当該見舞金の支給請求をするものとする。

(支給の決定の取消し)

第11条 町長は、第8条第1項に規定する支給の決定を受けた者がその資格がないと判明 したとき又は偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定 を取り消すことができる。

(見舞金の返還)

第12条 町長は、前条の規定により決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に見舞金が支給されているときは、受給者に対し、期限を定めてその返還をさせるものとする。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第4条、第5条関係)

見舞金

EZ /\	+·	日無人の概	计学事况 是事实		
区分	支給対象者	見舞金の額	申請書添付書類		
遺族見舞金	第1順位遺族であ	,	(1)支給対象者となる第1順位遺族が、		
	って、犯罪行為が行		当該犯罪行為が行われた時に町民で		
	われた時において		あったことを証明することができる		
	町民である者		書類		
			(2)犯罪被害者の死亡診断書又は死体		
			検案書等の写しその他の死亡の事実		
			及び死亡の年月日を証明することが		
			できる書類		
			(3)犯罪被害者との続柄を証する戸籍		
			の謄本又は抄本その他の地方公共団		
			体の長が発行する証明書		
			(4)支給対象者が犯罪被害者と婚姻の		
			届出をしていないが、事実上婚姻関係		
			と同様の事情にあった者又は犯罪被		
			害者とパートナーシップの関係にあ		
			った者であるときは、その事実を認め		
			ることができる書類		
			(5)その他町長が必要と認める書類		
重傷病見舞	犯罪行為により重	100,000円	(1)犯罪被害者が、当該犯罪行為が行わ		
金	傷病を負った犯罪		れた時に町民であったことを証明す		
	被害者であって、犯		ることができる書類		
	罪行為が行われた		(2)重傷病を負った犯罪被害者にあっ		
	時において町民で		ては、負傷又は疾病の状態、療養に係		
	ある者		る日数及び入院治療に要した日数又		
性犯罪被害	犯罪行為により、性	100,000円	は労務に服することができない日数		
見舞金	犯罪を受けた犯罪		に関する医師の診断書		
	被害者であって、犯		(3)その他町長が必要と求める書類		
	罪行為が行われた				
	時において町民で				
	ある者				

様式第1号(第	5条関係)						年	月	日
永平寺町長	様 永平寺	(申請者) 住所 元名 電話番号 町犯罪被害者等	(, _, ,	被害者		続柄:	T)	H
1 次のとおり	永平寺町犯罪被	害者等見舞金を	申請し	ます。					
犯罪被害発生日			<u>-</u>	年	月		日		
犯罪被害	発生場所								
	ふりがな 氏 名								
犯罪被害者	生年月日	至	Ŧ,	月	日生	(被害	当時	Ţ.	裁)
	被害を受け た時の住所								
犯罪被害	害の罪名								
被害の程度	□ 死亡□ 重傷病□ 性犯罪	見舞金		□重		#金 記舞金 按害見	舞金	1 () 万円) 万円) 万円
取扱警察署						有言	警察署		
		届出日	3		年		月	ļ	∃
2 申請事項に係る調査等への同意 ※内容を確認し、✓を記載の上署名してください。									
□ 見舞金の決警察等の関係□ 私は、本申	記し、 全記載 定のため必要が。機関に照会し、 請書の内容に虚し、	あるときは、町: 警察等の関係機 為のないことを	長が前 関がこ 認め、	記犯罪 れに回 見舞金	答する の支給	ことに 合ののち	に一意し に虚偽	/ます。 ほその(f	也不

申請者

とに同意します。

様式第2号(第8条関係)

 永防第
 号

 年
 月
 日

様

永平寺町長

永平寺町犯罪被害者等見舞金支給決定通知書

年 月 日付で申請のありました永平寺町犯罪被害者等見舞金の支 給について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 見舞金
- (1) 見舞金の種類
- (2) 見舞金の金額

様式第3号(第8条関係)

 永防第
 号

 年
 月
 日

様

永平寺町長

永平寺町犯罪被害者等見舞金申請却下通知書

年 月 日付で申請のありました永平寺町犯罪被害者等見舞金の支 給について、下記の理由により、その申請を却下しましたので通知します。

記

1 理由

様式第4号(第9条関係)

 永防第
 号

 年
 月

福井県警察本部県民サポート課長様

永平寺町長

永平寺町犯罪被害者等見舞金支給に係る照会書

永平寺町犯罪被害者等見舞金支給を行うために必要がありますので、永平寺町犯罪 被害者等見舞金支給規則第9条に基づき、下記の犯罪被害について回答をお願いした く照会します。

記

- 1 照会する犯罪被害等
- (1)犯罪被害者

氏名

住所

生年月日

(2) 申請者(犯罪被害者と申請者が異なる場合)

氏名

住所

生年月日

犯罪被害者との続柄

- (3)被害年月日
- (4)被害場所
- (5) 罪名
- 2 照会事項
- (1)犯罪被害者等の申告内容と被害届等の内容との相違の有無
- (2) 犯罪被害証に係る暴力団員等の該当の有無
- 3 添付資料

永平寺町犯罪被害者等見舞金支給申請書の写し

年 月 日

永平寺町長 様

(申請者)

住所

フリガナ 氏名

永平寺町犯罪被害者等見舞金支給請求書

年 月 日付、永防第 号で決定通知のあった永平寺町犯罪被害者 等見舞金の支給について、下記のとおり請求します。

記

1	請求金額	
		 円

2 振込先口座

金融機関名	銀行	支店
口座種別		
口座番号		
(ふりがな) 口座名義人		

3 添付書類

- ・永平寺町犯罪被害者等見舞金支給決定通知書の写し
- ・振込先口座の写し(通帳表紙の見開きページ)